

商品名等 (電気用品名等)	マルチスクリーンモニター
<p>1 当該商品等の概要</p> <p>○用途、機能、性能</p> <p>本製品は、4台以上のDLP（注1）プロジェクターを組み合わせることで大画面化したマルチスクリーンモニターとして、空港管制、交通管制、上下水道監視制御、防災等の監視制御業務のモニターとして使用するもので、不特定の一般消費者が操作できるように設置されるものである。</p> <p>また、本製品は外郭及びシャーシの構造上、4台以上を組み合わせないと使用できず、必ず4台以上を組み合わせることでセットで販売される。</p> <p>注1 DLP : Digital Light Processing</p> <p>○構造、仕様、意匠</p> <p>本製品は、テレビ放送の天気情報や監視カメラの映像をモニターするため、各DLPにVideo/HDMI（注2）端子を有するが、専ら官公庁や電力会社等で使用され、一般家庭用として販売されないものであって工具等（簡単な工具を除く）を用いて専門の技術者が現地で組み立て設置するものである。また、設置状態で床に固定されるが、建物の壁等に埋め込まれ一体化するものではない。</p> <p>注2 HDMI : High Definition Multimedia Interface</p> <p>寸法、質量等の情報は不明</p> <p>定 格 : AC100～240V、50/60Hz、350W</p> <p>○主な使用者、販売先</p> <p>官公庁、電力会社等</p>	
<p>2 対象・非対象の解釈</p> <p>特定電気用品以外の電気用品中、電子応用機械器具の「テレビジョン受信機」として取り扱う。</p> <p>(理由)</p> <p>本製品はチューナー部を有さないものであるが、Video/HDMI端子を有し、一般テレビジョン放送を表示できるように設計・製作された受像機とみなされ、また空港管制、交通管制、上下水道監視制御、防災等の監視制御業務のモニターとして使用するものであるが、不特定の一般消費者が操作できるように設置されるものである。不特定の一般消費者が操作する場合は、「電気用品の範囲等の解釈について」I三9（6）ロの「一般家庭用として販売」に含まれると考えられることから、電安法上のテレビジョン受信機として取り扱うことが妥当と判断する。</p>	